○帳簿の備え付け(産業廃棄物処理業者)に係る三段対照

○候海の備え的り(産業廃棄物処理業有)に係る二枚 法律	施行令		佐 紀刊刊
(産業廃棄物処理業)	施行令 該当する条文	施行規則	
()—2142 = 214 / 1 / 1 = —2147	10		
第十四条 第一項~第十六項(略)	なし		
17 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運		項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げると	
搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合		おりとする。	
において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産		収集	一 収集又は運搬年月日
業廃棄物の」と読み替えるものとする。		又は	二 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び
(to shadd to small)		運搬	交付番号
(一般廃棄物処理業)			三 受入先ごとの受入量
第七条 第一項~第十四項(略)			四 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者			五 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省		運 搬	一 委託年月日
令で定める事項を記載しなければならない。		の委	二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、		託	三 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号
保存しなければならない。			四 運搬先ごとの委託量
		処分	一 受入れ又は処分年月日
			二 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年
			月日及び交付番号
			三 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
			四 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
			五 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ご
			との持出量
		処 分	一 委託年月日
		の委	二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
		託	三 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号
			四 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係
			る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
			五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の
			二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び
			登録番号
			六 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受け入れた産業
			廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付
			番号
			七 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条
			の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又
			は名称及び登録番号
			人 受託者ごとの委託の内容及び委託量
		備考	収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石

綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲 げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定 めるところにより記載しなければならない。 一 前項の表収集又は運搬の項二に掲げる事項及び同表処分の項二に掲げる事項 管理票を 交付又は回付された目から十日以内に記載すること。 二 前項の表運搬の委託の項三に掲げる事項及び同表処分の委託の項三から七までに掲げる 事項 管理票に係る産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。 三 前二号以外の事項 前月中における当該事項について、毎月末までに記載すること。 3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十七項 において準用する法第七条第十六項 の 規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用す (一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等) 第二条の五 第一項,第二項(略) 3 法第七条第十六項 の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業 者の帳簿の保存は、次によるものとする。 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。